令和６年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」業務仕様書

１　委託業務名

令和６年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」

２　業務の概要

(1) 目的

瀬戸内の多島美を誇る景観を生かし、クルーズ船で島への移動自体を楽しみ、海上や島の楽しみ方を提供する新たなコンテンツの開発及び効果的な誘客促進のため、香川県ならではの瀬戸内海の島を巡るツアーを実施する。このツアーを通して、具体的な旅行者ニーズに関する情報収集や旅行商品の流通に向けたノウハウの蓄積をし、継続的に実施できる方策を検討する。

(2) 実施主体

公益社団法人香川県観光協会

(3) 対象エリア

主に首都圏・東海圏・関西圏在住者

(4) ターゲットとする客層

高付加価値な旅行を好む層（旅行販売代金 30 万円程度）

(5) 契約限度額

１，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　委託業務の内容

令和６年度「高付加価値な島クルーズ旅行商品造成・販売事業」として、旅行商品の造成及び販売をすることとし、以下の業務を実施する。

(1) 島クルーズ旅行の企画・販売

２(1)の目的に鑑み、香川県が有する観光資源のうち２(3)記載のエリアにおける２(4)記載のターゲット層に訴求できるコンテンツを抽出し、商品化及び販路拡大を目指すことができる新しい“島クルーズ旅行商品”を提案のうえ、後記の点に留意して、島クルーズ旅行商品を企画及び販売すること。

ただし、実際に販売する旅程については、最終的に委託者と協議のうえ、承諾を得た上で業務を遂行すること。

ア　実施期間

令和６年８月～12 月

イ　旅行期間、催行回数、催行人数

・２泊３日以上のツアーを１回以上催行すること。

・催行人数は合計５名以上とすること。

ウ　クルーズ船の仕様

・クルーザータイプの室内を有するクルーズ船又はヨット。

・５名以上の乗客が船内でくつろげるサロン又はスペースが設置されていること。

・船内など屋根付きのスペースからも風景が楽しめる大きな窓が設置されていること。

・トイレや簡易なキッチンが設置されていること。

・デッキでくつろげるスペースが設置されていること。

エ　添乗員等の体制

・クルーズ船を操縦する運転手及び運行スタッフのほかに、船上でのサービス提供や瀬戸内海や島に関する案内・ガイドができる添乗員を１名以上手配すること。

・香川県や瀬戸内の食材・食文化を理解し、季節や風土を生かした料理が手配でき、お客様へ説明できる人員が確保されていること。ただし、上記の瀬戸内海や島に関する案内・ガイドができる添乗員との兼務も可とする。

オ　行程・航路等

・香川県内の島を２島以上周遊する行程を作成すること。

・定期航路とは異なる航路で、かつ瀬戸内海が誇る多島美を満喫できる航路を組み込むこと。

・クルーズの出発地又は帰着地の少なくとも１カ所は県内であること。

・香川県の食・文化・自然等の理解が深まり、島クルーズ旅行の価値を訴求し、船上や島での過ごし方を提案できるようなテーマを自由に設定し、当該テーマに基づいた行程を作成すること（※観光コンテンツ等を提案した理由、ツアー販売価格（内訳に割引原資として充てる金額も含める）及び販売の企画立案を記載すること）。

・ツアー終了後、旅行者からツアーの感想や意見等について、アンケートを実施すること。

カ　移動手段

・島内及び香川県内での移動は、公共交通機関や貸切車（ジャンボタクシー等）を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

・クルーズ船の運航や停泊について、必要な手続きを行うとともに、安全の確保に十分配慮すること。

キ　宿泊、飲食

・島での宿泊を１泊以上含めること。

・食事は旅行期間中の全て（朝、昼、夕の３食）を提供すること。

・クルーズ船内においても飲み物（アルコール類を含む）や軽食を提供すること。

ク　アンケート結果に基づく分析等

オで実施した参加者へのアンケート結果に基づき、事業の継続性に資する分析を行うとともに、県における今後の観光振興方策案を提案すること。

ケ　実績報告

催行日ごとの参加者数、記録写真、参加者の属性データ、参加者のアンケート結果、アンケート結果に基づく事業の継続性に資する分析及び県における今後の観光振興方策案を提案すること。あわせて、観光消費額の向上につながる方策を提案すること。

コ　安全確保・緊急事態等への対応

・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）を記載すること。

・旅行時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。

・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

４　委託期間

契約締結日から令和７年２月７日（金）まで

５　成果物

(1) 業務実施報告書

ア　内容

業務実施報告書には、次の項目を記載すること（任意様式)。

・ツアーの催行日、内容、参加者数

・参加者の属性データ

・記録写真（添付）

・参加者のアンケート結果

・アンケート結果に基づく事業の継続性に資する分析結果

・それに基づく改善の内容を含む事業全体の報告

・県における今後の観光振興方策案

・観光消費額の向上につながる方策案

イ　提出先及び部数

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目１番10号

公益社団法人香川県観光協会（香川県交流推進部観光振興課内）

担当：川原

TEL：087-832-3362

E-mail：kankyo-hp@21kagawa.com

・業務実施報告書　（紙：２部（A4版カラー冊子)、電子媒体：１部）

※電子媒体はCD又はDVDとし、Microsoft word2007以上、Microsoft Excel2007

以上、Microsoft Power Point2007 以上において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。

(2) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、（公社）香川県観光協会に帰属するものとする。

６　その他

・ツアー参加者からの。旅行代金については、受託者に帰属することとする。

・受託者は、実施主体から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

・本業務の実施に当たり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに実施主体と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。

・受託者は、本業務において何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとすること。

・本業務の実施により取得した個人情報は、厳重に管理すること。

・天災その他経済情勢の激変、感染症の拡大等により、本事業の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、実施主体が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額以内とする）。